社會教育家としての大原幽學

久木幸男

序

對立している。また彼の思想についても、その内部構造にまで立ち入った研究はほとんどなされていない。(2) 上でも不明の點は決して少なくない。我々はこれらの事情を考慮に入れつつ、社會教育家としての幽學の活動を明 本質に關しては、彼を封建道徳の擁護者と見なす見解と、農民の立場を貫いた民主主義者と規定する意見とが鋭く 彼の傳記・事業・思想等は必ずしも十分に明らかにされているとは言い難い。特に幽學の教化活動 徳ほどには著名ではないが、日本近世社會教育史上、見逃すことのできない人物である。最初の幽學研究書たる、 千葉縣内務部編 二宮尊徳とほぼ同じ幕末の激動期を農民の中に生き、社會教育の事業に一命を捧げたともいえる大原幽學は、 『大原幽學』が明治四四年に刊行されて以來、十指に餘る研究書・研究論文が出ているけれども、 (農民指導)の 傳記

註

らかにすることに努めたいと思う。

1 幽學を封建道徳の鼓吹者と見た上で、その活動を全面的に肯定するのは、千葉縣内務部編『大原幽學』、高木干次郎 幽學武士道論」「大原幽學婦人觀」(『幽學全書』、大正六年)、飯田傳一『大原幽學の事蹟』(昭和九年)、越川春樹『大原 「大原

九九

社會教育家としての大原幽學

在來の幽學研究書の多くは、彼の思想の内、比較的理解しやすい部分を斷片的に紹介するに止まっており、前記小林英一 客觀主義の姿勢を堅持しようとするものに、野村兼太郎『近世日本の經世家』(昭和一七年)、中井信彦『大原幽學』(昭和三 幽學』(昭和一五年)、山下幸雄『ヒューマニズムと教化』(昭和三七年)に代表される。このほか、主觀的評價をおさえて 幽學研究』(昭和三二年)等であり、幽學の事業を「村方地主制擁護に奉仕」するものとして鋭く批判するの は 小 氏が幽學の思想のイデオロギーとしての性格を明らかにしようと努めていること、中井信彦氏が幽學の思想の時期的変遷 八年)、大槻宏樹「一九世紀前半における社會教育運動の性格とその機能」(『教育史學會紀要』6、昭和三八年)がある。 "大原幽擧論」(『思想』四○七号、昭和三三年)である。これと對照的に、幽學を民主主義者と見る立場は、高倉テル『大原

ど_も(4) 出たという。しかしこの傳承を裏付ける史料は、全く見出されていない。また修學に關する傳承も極めて不確實で(2) ある。すなわち、彼は京都で九条家の家臣・田島主膳に儒學を、高野山に入つて佛教を、周防出身の國學者・近藤 られている所によれば、彼は尾張藩の重臣、大道寺玄蕃の二男で、一八才の時ゆえあつて勘當をうけ、放浪の旅に その著書に散見するが、 それを田島主膳に學んだという確證はなく、また高野山には一八二七年以後にも二度にわたって滞在しているけれ 2 大原幽學(一七九七~一八五八)の前半生、特にその青少年時代に關しては、不明の點が少なくない。從來傳え (芳樹) について神道を學んだといわれている。幽學の思想の中核をなすものは易と朱子學の思想であるが、(3) 彼の著書に現われている限りでは、眞言密教の思想は彼には無縁のものでしかなかった。 着目していることなどが、わずかに目につく程度である。 幽學の前半生 彼が神道思想に深い理解をもっていたことを示す明證もないのである。 彼の遣著 また神道的表現は

が提宗から學んだのは『易經』であったと考えられるのである。 易學皆傳秘書』によると、彼は京都において新井白蛾(一七一四~九二)の門弟から易を學んだという。(5) これらの語は主著 松尾寺で提宗に再會した折のことを記した幽學の日記には、 である。 書の數多くに現われている所である。 見綱齋の弟子で、晩年には金澤藩校・明倫堂の教官にもなった朱子學派の學者である。 言でいえば、 朱子學の思想をもって『易經』を解釋した著述が多く、 ただし彼が提宗に學んだのは、 朱子學の立場から、 『微味幽玄考』に詳細に展開されている如く、彼の思想の基本原理を示すものであって、それ 『中庸』 もっとも、 黄檗禪ではなく、易經であったらしい。一八三〇年(三年) 近江伊吹山 の主張を、 彼が自ら「師」と呼んでいる人物は、 『易經』 幽學がその思想的影響をうけていることは、 「道の微味幽玄」「天地の和」などの語が見られるが、(6) の論理をもって解釋したものといってよく、 黄檗宗の僧・提宗ただ一人 『古易斷』 「易學類篇」 幽學の著 白蛾は浅

は近江、 を談じ、乞われれば和歌をよみ俳諧の座に列なり、 でもなかった。 この一八二六年から提宗に再會する一八三〇年までの四年間、彼は大阪・京都を中心に、北は越前、 我々が幽學の行實をかなり詳しく知り得るのは、その日記が殘っている一八二六年(九年)以降のことであるが、 西は讃岐と、 各地の富裕な商人や豪農、 關西地方一帯を遊歴している。 あるいは神官・僧侶など、 あるいは習い覺えた易斷や觀相の求めにも應じるという、 もちろんそれは、 地方の知識階級の間を經めぐって、 單なる物見遊山の旅でも、 あてのない 南は紀伊、東 共に風流 遊歷 放浪

彼が日記に書き殘している和歌や俳句は、 それにもかかわらず彼が遊歴風流師としての生活を續けることができたのは、 これまでも多くの幽學研究家が指摘してきた如く、 當時の商人や上層 いずれも非常に拙

社會教育家としての大原幽學

の風流師としての旅だっ

たのである。

農民の間に、こういう旅の風流師を歡迎する風潮が非常に強かったからである。一八世紀以來の農業生産の發展と 貨幣經濟の成長の結果、ようやく生活に餘裕の生じた商人・豪農の間には、次第に文化的欲求が高まったが、 ュニケーションの手段の限られていた當時の封建社會では、彼らの文化的欲求を充足する方法は乏しかった。 コミ

以正『君臣父子夫婦之義』」という新井白蛾の思想を承けたものであるが、そこには彼が旅の風流師から、 資を得る手段だったのではない。 直言する勇氣をもっていたのは、普通の風流師には見られぬ所であつた。易斷にしても、(空) えたという以上の意味を見出せないかも知れないが、彼らの不正に對して、 人や豪農たちと風流を語り合うだけでなく、「道の談話」——儒教の講義を試みているのは、彼らの知的欲求に應(9) ため、こういう風流師たちが、手軽に彼らの文化的欲求を充たす存在として歡迎されたのである。 會教育家へと成長して行く素地が見出されるのである。 っている如く、 幽學もこういう風流師の一人にすぎなかったのであるが、しかし彼には通常の風流師とは異なる點があった。 その窮極の目標は「修身」におかれていた。これは「易者、所ト以斷ニ天地・理ニ人倫・而明+王道ム 「於」是其自然之知"活物"矣。然則得"心廣體胖"者也。以可」修」身之道也。」とい その怒りを招くことを恐れず、 彼にとっては單に生活の やがて社 あえて 商

父子の知遇を得た。そして上田・小諸の商人層を對象に、 (二年) 八月までに入門者四○○名に及んだという。 の提宗に再會したあとの幽學は、 稽古彌々勵しく改心の者多し」などとあるのみで、 彼の行動が多少とも社會教育家らしい色あいを帯びてくるのは、一八三〇年末からであった。 木曾路を經て信濃の上田に至り、この地の有力な商人・小野澤六左エ門・辰三郎 しかし辰三郎に對する幽學の態度は、 その「稽古」の内容を明らかにしていないが、 **教化活動を始めたのである。** 彼の日記には これまでの風流師として 「入門の人多 一八三一年 伊吹山

間に多數の人びとを門下に集めたことが、上田藩の疑惑を招き、彈壓の危險が感じられたためである。 この時期の幽學にはまだ見出されない。そして彼は同年八月、早くもこの地を離れて江戸に向かうのである。 の行き方を脱していないし、入門者も多くは富裕な商人たちであった。腰をすえて教化一筋に徹するという姿勢は、

それが始められるのは、 くなりておぢぎさえも元俊子の方が高し」と記しているが、このころの幽學の生活は、 日記には り合うということを繰り返している。この間、易學や相學の傳授も行なっているが、教化活動には入っていない。 れであって、各地の豪農・商人・神官・僧侶・醫師などを歴訪、 上總の各地を巡歴、翌三二年(天保) 始めて下總に入った。高弟・遠藤良左ヱ門が幽學の言行を筆録した『聞書集』 江戸に赴いた幽學は、 **幽學が下總埴生郡長沼村の醫師・本多元俊と交わり始めたころの様子を「先生、** 「聖學論語」「性學論義」「性學講釋」などの語が頻繁に現われてくる。 彼の行動範圍が下總東北部に集中し出す一八三三年(四年)のことであり、 鎌倉を經て房總半島に渡り、 たまたま知り合った館山藩の儒官・林濶造の紹介で、 酒を酌みかわして和歌をよみ俳句を作り風流を語 長沼へ御出初めは、ちいさ 全く旅の風流師としてのそ 翌三四年以降の

想體系が形成されつつあったことを示すものであろう。そして一八三七年(七年)には、最初の著書『性學趣意』 という呼稱には新井白蛾の影響が認められるようであるが、「聖學」から「性學」への名稱の變化は、(5) 彼は最初自分の教えを「聖學」と呼んだが、三五年以後は專ら「性學」「性理學」の名稱を用いている。「聖學」 彼獨自の思 が

註

書かれているのである。

(1) 千葉縣内務部編『大原幽學』三~七ページ。

社會教育家としての大原幽學

_

- (2) 高倉テル『大原幽學』四一ページ以下。中井信彦『大原幽學』二ページ以下。
- (3) 千葉縣内務部編『大原幽學』一〇ページ以下。
- $\widehat{4}$ 『口まめ草』上巻、文政一〇年一〇月一四日、 同一二年五月一七日(千葉縣教育會編『大原幽學全集』 「以下『全集』と略稱〕三

一四、三二八ページ)

- (5) 『全集』一六四ページ。
- (6) 『口まめ草』上巻、文政一三年三月二三日(『全集』三三一ページ)
- (7) 現存の日記には『口まめ草』『性學日記』『道の記』などがある。
- 8 野村兼太郎『江戸時代の經世家』二九五ページ。高倉テル『大原幽學』六八ペ 1 ジ。 中井信彦『大原幽學』三六ページ。
- (9) 『口まめ草』上巻、文政一二年正月四日(『全集』三二四ページ)
- (1) 『口まめ草』上巻、文政一〇月一〇月一〇日(『全集』三一三ペーシ)
- (1) 『新井流易學皆傳秘書』(『全集』一六五ページ)
- (12) 『易學類篇』上巻、一三丁、ゥ、
- (3)『口まめ草』上巻、天保二年四月一二日(『全集』三五一ページ)
- (4)『道の記』巻一、天保六年三月二四日(『全集』五三〇ページ)
- (15) 『聞書集』一の巻、(『全集』八五四ページ)
- (16) 白蛾には『聖學自在』の著がある。

二 社會教育家への轉回

門弟と共に奥州旅行を試みた幽學は、 八三六年一月末から三月末まで、 遠藤良左ヱ門(主・伊兵衛の子)、字井出羽守 (同郡松澤) 同年八月「北總を退去して關西に歸る」と突然宣言する。 本多元俊等五名の 『口まめ草』 には

「上方の友人に暇もこはで、此地迄來りて長居」したからだと書いているが、これはむろん眞の理由ではあるまい。(1)

從って、 北 けた書翰を、 たここにあった。 押し寄せつつあり、 の窮極の目標は り上げることであった。 の困窮者の援助・善行者の表彰の費用にあてるという趣旨の組織である。ここで幽學が意圖したことは、 博奕・不義密通・諸勝負などを行なわぬという一 .總門弟を單一組織に結集すること、 北總 窮乏化した農民の缺け落ちによる潰れ家の續出などは、當時どこの農村にも見出される普遍的現象であった。 .の門弟に訣別した幽學は、翌年七月まで上總・安房・江戸を巡歴して過すのだが、この間三六年九月には、 家の存續 北總の門弟一同宛に送っている。 「家」 彼が門弟の組織化と團結を呼びかけたのも、 農民の階層分化も急速に進んでいた。豪農・地主のもとへの農地の集中、 -農民としての生活と地位の保全こそが農民の切實な要求であり、 の存續にあった。 そしてこの組織が「子孫永々相續講」と名づけられているところからも明らかな如く、 リーダーとしての學頭と、 北總農村のような比較的後進地帯においても、 「子孫永々相續講」とは、 四か條の禁制を守り「子孫永々相續講」 それがこの目標達成に必要だと考えられたからにほ 組・連と呼ばれる下部組織をもった單一組織を作 毎年一人二〇〇文宛を據出して、 當時すでに貨幣經濟の波が 幽學の教化活動 を結成することを呼びか 本百姓の水吞みへの 第一に、 同門中 そ

遠藤良左ヱ門から改めて迎えをうけたのを機會に、 誓約は予に於て悦ばしく樂しくて、 この呼びかけに對して、北總門弟九二名は、三六年一〇月、連名の誓約書をもってこたえ、 是に勝さる事無かるべし。」 彼は再び北總に歸ったのである。 結局門弟たちの決意を問うたものだったと考えられなく と奥書きしている。 そして一八三七年(八年)八月、 一此の

幽學は翌年春

かならない。

もない。信州での教化に徹し切れなかった經驗をもつ幽學は、腰を据えて農民の指導に取り組もうと心を定め、門 こうした經緯を考え合わせると、 彼の北總退去宣言は、

|會教育家としての大原幽學

弟たちにそれにこたえる覺悟があるか否かを、先ず確かめようとしたものであろう。とすると、この北總退去宣言 心でない人からの招請をきっぱり拒絶するという態度に出ているし、またこの年から禁酒したといわれている。(4) 秘められていたことになる。 れまでの風流師としての生活態度から脱却し、社會教育家として生きぬこうとする、 の背後には、 これまでの風流師としての生活を清算し、 北總に歸る直前の一八三七年前半、安房地方を巡歴していた幽學は、 社會教育家として農民の中に生きようとする幽學の決意が 彼の決意の現われとも見られ 性學の學習に熱 ح

東には二宮尊徳が櫻町や小田原にあって農民の救濟に成果をあげ、 の飢饉を親しく經驗したことが、この決意の形成に與って力があったと思われる。この未曾有の大飢饉に際して、 だとの見極めをつけたからにほかならないが、一つには、一八三六年から三七年にかけてこの地方をも襲った天保 幽學がこのように社會教育家としての活動にふみきったのは、もちろん一つには、それが北總の地において可能 幽學はまた彼獨自の途を歩んだのである。 西には大鹽平八郎が幕府の失政を責めて一揆を

に記録している。 千の餓死者の出たことを「憐れなりけり」と日記に書き記し、また上總巡歴中には、(6) 般に中・下層の民衆の動きに無關心だったかに見える幽學の態度は、 飢饉の最大の被害者は、 かって關西遊歴中には、 いうまでもなく農民——特に中・下層の農民と都市貧民とであったが、幽學は江戸で二 お蔭参りの大群集に出くわしても、 ここで大きく轉換しているのである。 極めて冷淡な反應しか示さないなど、 日ごとに騰貴する米價を克明

起こしたが、

ってくることになった。一八三七年、三八年と入門者の敷が著しく増加したのも、彼の教化對象の地域的擴大の結 旅の風流師から社會教育家への轉回をとげた幽學の視野には、 豪農・地主のみならず、貧農を含む農民全體が入 『口まめ草』下巻、

天保七年八月。

『全集』四〇七ペー

. پ

1837・38年の入門者数		
	1837年	1838年
従来門弟のいた村 の出身者	24	61
従来門弟のいなか った村の出身者	6	5

道友録』による。 たもののみ。

のである。

ただし村名の判明

行く。

貧農も豪農も、

天保七年九月一三日付、 性學惣連衆中宛書翰(『全集』七三六ページ以下)

"連中誓約之事』(『全集』三九ページ

3 2 1

5 4 |嘉永五年幕府宛上申書』(田尻稲次郎編『豳學全書』、以下『全書』と略稱)附録 『口まめ草』下巻、 天保八年正月(『全集』四〇八ページ)

五六ペ

1 ٣

6 『性學日記』天保八年二日二九日(『全集』四七〇ページ)

7 "性學日記』天保八年三月七日以下(『全集』四七〇ページ)

8 『口まめ草』上巻、文政一三年三月一〇日(『全集』三三一ページ)

9 "全集』は『徴味幽立考』の一編として扱っているが、 明らかに別種の著作である。

天保六年正月の廻文(『殘す言の葉集』、

社會教育家としての大原幽學

幽學が門弟を「道友」と呼んだのは、

内容も、 農業技術、 性 農業經營の指導など、 學の講義や論義による道徳指導だけではなく、 農民の實生活により密着したものとなってくる 農民の組織

果よりも、 その階層が擴がったためであって、 貧農を含む全農民へと移行して行くのである。 彼の活動基盤は、 もっとも一八三八 風流師時代の豪

農や商人から、

年に書か

れた『分相應』(9)

は、

豪農・地主の生活の「規矩」を論じているけれども、

こういう傾向は、

次いで書き始められた『微味幽立考』では、

次第に克服され

そして彼の活動

彼にとってはひとしく「道友」であつた。

0七

『全集』三三ページ)が最初である

źġ. この.

稱が頻繁に現われてくるのはこのころからである。

三 社會教育家としての活動

というにある。要するに耕地の一部を共同財産化することによって、破産の危険に備え、家の廢絶を防ぐことがそ(3) 出資し (たれを先祖)、その收益をつみたてる、 口組合員中、破産あるいは除名されるものがあっても、拂い戻しは 彼が社會教育家としての活動のスタートを切った翌る年の一八三八年 (天保)、香取郡長部村、諸徳寺村、埴生郡荒 で、前者とはかなり異なっている。 弟の精神的結合に重點をおいているのに對し、先祖株組合は、一部耕地の共同化という物質的基礎をもっている點 ると考えられたからである。先の「子孫永々相續講」の發展とも考えられるが、「相續講」がどちらかといえば門 の狙いであった。それが先祖株と呼ばれたのは、こうして家の存續をはかることが「先祖を悅ばしむる」ことにな しない、闫ただし、一株分の元利合計が百兩以上になった時は、破産者には半株分を拂い戻して家の再興をさせる、 海村、幡谷村などにおいて、あい次いで結成された。その内容は、簡單にいうと⊖組合員一人宛金五兩分の耕地を 万代不易之法」と自讃し、後世、西歐の産業組合(農業協同組合)に先んじるものだともいわれた先祖株組合は、(2) 社會教育家としての幽學の活動の中で、特に異色があるのは先祖株組合の結成であろう。幽學自身「三國に無」之、

〇年(||年||)長部村の組合から領主に提出した組合認可申請書には「村中不」殘組合置度存じ、此段一統相談仕候へ この時期の幽學の指導が、上層農民だけに限られていたと見るのは不適切である。一八四

金五兩分の耕地を出資する餘裕は貧農にはなかったから、組合は上・中層農民によって結成された。(5)

村先祖株組合の發 展 入當り 組合員數 出資額 備 次 資 考 咨 収益は認可申請 費用に充當 1839年 11名 55両 55両 5 両 1841 25 125 125 5 収益は他村質入 地の受け戻し, 1845 26 130 165 6.3 地改良褒賞金, 1846 28 140 186 6.6 **う者表彰など** の費用に充當 1852 28 140 261 9.3 (『先祖株惣締高取調帳』による) 料 形式的に 開 n 産 Ų 1 間 員二八名、 組合は、 先祖 純 ゙゙゙ゕ゙゙゙゙゙ 0 か ス では、 組合 図 增 部 耕 0 は組合員が共同化された農地を小作するとい 地

えた全村組織となり、

荒海村でも組合員

は三倍化している。

全村組合は決して上層農民だけ

の組織の行きづまり

して一八四一

年

+

日市場村の

道友、

豪農で酒屋を兼

ねた林伊兵衛

0

財

政 的

援助

もとに、

長部

0

組合は貧農を

加 そ

ら生まれ

たもの

では

なく、

幽學の

、最初か

らの

意圖だったと見るべ

きであろう。

の

共同

化

ふき 勞

働

0 共

同

化

を伴なうもの

であ

つ たか

否

みゝ

は

不

だ

・う形

をとり、

0) 明

小作

ば

右願

人の外は、

未だ取極めに相成不」申」とあ

つ

て

明ら

か

に貧農

を含む全村

組

織

0

結

成

が

意圖

され

7

ζŢ

た。

年

祉

會教育家としての大原

幽 璺

三九年九月、

幽學

は江戸に出て延べ

〇日

間

「友人達の註文」による買

均等化 質入地が受け戻されるなど、 れていっ 學が 加率 株組合結 翌年 組合 當 收益となった。一八三八年、 ŧ 總資産二 は約六%であるが、 から活動を開 たのである。 面 成に引き 容 0 の目標である一株分の資産百兩に達するには數十年を要す 最後の目標と考えた 易に實現されそうにもなか 六 續 兩に達し 始 ٧ź て この比率は決して大きい 五二年には 消費 農民の生活と地位 た 1物質 新 「家株を揃へ」ること-一一名の組合員で發足した長部 規加入に 潰 0) 共同購入も行な 5 れ家を再興した分を加えて た。 よるもの を確保する途 か とい を 、えな 除 わ 潰 VZ n n 家が た資産 は ζ. ζ.γ 組 7 合員 VΣ 着實に 再 ح る。 組合 興 の 0 0 村 財

一〇九

子にも及んだという。(ユロ) 物をしているが、これが恐らく共同購入の始めであろう。品目は衣料品、食器、物をしているが、これが恐らく共同購入の始めであろう。品目は衣料品、食器、 生じる連帶感の育成、 贅澤品使用の抑制など、道徳的な點にあったことはいうまでもない。 その狙いが、必要品を安價に入手するという經濟的利益の外、 藥品、 道友が同じ品を使うことから 小間物などの外、 農具、種

たからであろう。(12) 進的技術の普及に努めた。しかし購入肥料の使用には無關心で、 メの細かいものとなって行く。彼は關西地方に行なわれていた稻苗の正條植を採り入れ、淺植、 ように、 幽學の農民指導はさらに、一八四〇年に始まる農業技術の指導、四一年以降の經營計畫化の指導など、一段とキ 彼が自給的農業の枠内での生産力の増強を狙ったのは、恐らくこの地方に適した商品作物を見出し難かっ 軍に堆肥の増産をすすめるに止まっている。この(エコ) 粗植を奬勵し、先

八四一年には彼の指導で「仕事割控」(患事作業の)が作られ、長部村では耕地整理や交換分合が行なわれている。(4) い」という自信をもったし、彼の指導下の農民の生活も向上して行った。そして一八四八年 (嘉永)長部村は村方一(5) このような農村指導は着々と成果をあげ、 農業經營に關しては、 漬れ百姓等をも取立候段、奇特の儀に付き」という理由で領主(たる清水家) それを計畵化するべきことが旣に一八三五年の「廻文」においても強調されているが、(33) 幽學自身も先祖株組合は「何れ後には唐・天竺まで通ずる事に違いな から表彰を受けた。

村方の「立直り」は、領主の立場からは「御年貢筋は御觸日限よりも早く上納」するようになったこととしてとら 同「追々立直り、 る種」は、ようやく芽を出し始めたのである。^(エ) が社會教育家として農民の中に生き抜く決意のもとに書いた連中誓約之事奥書にいう所の「万々歳も家名を全くす えられているが、 租税の早期完納が可能となった背景には、もちろん農民生活の安定があった。一八三七年、幽學

道友六名がここに移住しているのである。 未墾地の開拓であって、一八五一年(四年) 幽學の指導下に、 的に年貢の增大を伴なう。ここに租税負擔を避けつつ耕地を擴張する貧農向けの方法として採り上げられたのが、 ζŢ n めて行く途を、 **勞働力で耕作している貧農にとっては、** は 家名を全くする」上の大きい障害であることは明白である。かって幽學は、 しか し租税の早期完納が領主にとってどんなに望ましいことであろうとも、 地力の高い耕地とかなりの勞働力を保有している上・中層農民向きの方法にすぎなかった。 耕作地の擴大ではなく、進んだ技術と多量の勞働の投入による反當收量の增加に求めた。 耕作地の擴大こそが何にもまして望まれる所である。しかしそれは必然 ところでこの宿内の開拓村について今一つ注目されることは、 長部村の隣村・鏑木村宿内に開拓村が作られ、 農民の立場からは、 租税負擔を回避しつつ農業經營を高 苛酷 狭い 粗田を乏し な租 しかしこ 鏑木の 税

が

會教育家としての幽學の活動の特色の一つが認められる。 に直接の利益をもたらす農業技術や經營の指導を、 このような農民指導は、 それのみで單獨に行なわれたのではなく、 性學の指導によるその意識の向上と結合して行なった所に、 そしてこの性學の指導のために用いられた方法が、 常に性學の指導と結合して展開された。 農民 社

活上の問題と結びつけてその意味を明らかにするというやり方で行なわれた。 性學講釋、 即ち性學の講義は、 『中庸』 『論語』あるいは彼の主著『微味幽玄考』などの一節を抜き出して、 性學論義は集團討議で、 自由に、

生

あ

講釋と性學論義である。

組合の理想は、

こういう形で實現されたのであった。

住した道友六戸が、宅地・家屋・耕作地をほぼ均等に配分されていることである。

「家株を揃へ」るという先祖

るい は特定テーマについての討議を通じて、 性學の理解を深めることを目ざすものであつた。 また「入札」と稱し

社會教育家としての大原幽學

て、特定テーマに對する各人の意見を筆答させたこともあった。(%)

農民への擴大――に照應するものであることはいうまでもない。 生活に密着したものとなっている。このような指導内容の變化が、 もっとも講釋も論義も、一八三七年以前から行なわれているが、 その内容は三七年以後、次第に具體的な、 指導對象の變化-―上層農民から貧農を含む全 農民

の心得』『孕女心得方』など婦人向きの教訓を書き、婦人集會、兒童集會 (呼ばれた) などを催している。 る。 性學指導に關してさらに注目されるのは、成年男子のみでなく、婦人・兒童の指導に力が注がれていることであ 「家内一つに和する」ことこそが家の永續の基礎だと考えた幽學は、家ぐるみの指導を重視した。そして『女

後五〇年までほとんど毎年信州を訪れている。旅の風流師から社會教育家への轉回を試みて以來十餘年、彼の努力(SA) は北總と信濃の地において、ようやく報いられようとしていたのである。 狹まとなったので、五〇年(<u>宮</u>年) 間口七間、奥行五間の講堂、いわゆる「改心樓」が、道友の寄附と勞力奉仕によ って新築された。この間幽學は、 てて性學指導のセンターとし、 て指導に當っていたのであるが、一八四〇年、長部村の遠藤伊兵衛、良左衛門父子は自宅裏山の八石に集會所を建 幽學の活動の成果が上るとともに道友の敷も增加した。もともと彼は一定の住居を定めず、道友の家々を巡回し 四二年にはこれを改築して幽學の居宅兼講堂とした。しかし道友の増加によって手 かって僅か八か月で教化を打ち切った信州へ再び赴いて指導を再開 (二八四)、以

註

- (1) 弘化四年一〇月二五日付、本多元俊宛書翰『全集』六二六ページ)
- 2) 千葉縣内務部編『大原幽學』二三二ページ。高倉テル『大原幽學』一二ページ。

- 3 『爲取替置一札之事』(『全集』二六四ページ)
- 4 嘉永元年九月二八日付、小諸道友宛書翰(『全集』七四五ページ)
- 5 例えば長部村の組合員は全村二五戸の内一一名、 荒海村の組合員は僅か五名であった。
- $\widehat{6}$ 『乍恐以書付奉願上候』(『全集』二六九ページ)
- 8 $\widehat{7}$ 『義論集』四(『全集』八五〇ページ) 中井信彦『大原幽學』一一六ページ。
- 9 『性學日記』および『道の記』巻二、天保一〇年九月二一日以下(『全集』四八五ページ・五六二ページ)
- 10 千葉縣内務部編『大原幽學』二六九ページ。飯田傳一『大原幽學の事蹟』一一〇ページ。
- 『聞書集』一の巻(『全集』八五七~八五九ページ)
- 當時の下総には、野田の醸造マニファクチュアが榮えていたが、原料の大豆・小麦は常陸・相模から移入されており、 が失敗していることから見ても、適當な商品作物を見出すことは、 域の農業とは結びつきがなかった。また、明治以降においてさえも、 地制度史刊行會『千葉縣農地制度史』上巻、 五五〇ページ) 幽學にとっても不可能だったのであろう。 との地方に導入された商品作物(棉・茶・桑)の裁培 (千葉縣農
- $\widehat{13}$ 『殘す言の葉集』(『全集』三一ページ)
- 14 千葉縣内務部編『大原幽學』ニ七二ページ。
- 15 『聞書集』二の巻(『全集』八八二ページ)
- 『差上申御請書之事』(『全集』二七一ページ)
- $\widehat{17}$ 『連中誓約之事』(『全集』三八ページ)
- 葉集』、『全集』三二ページ) 當時の年貢賦課は、定免取によるのが通常であったから、 反収の増加は年貢の増徴とならなかったのである。 『殘す言の
- 19 「開拓記念碑」(飯田傳一『大原幽學の事蹟』一二五ページ)
- $\widehat{20}$ この論義や入札の記録が『義論集』四巻である。
- 社會教育家としての大原幽學 例えば入札のテーマにしても、 一八三七年を堺に、「多讀・精讀の可否」「大學八条目一部の意味」など比較的抽象的なもの

- から、「家存續の規則」というような具體的問題に變っている。
- (22)『分相應』(『全書』一四七ページ)
- $\widehat{23}$ 婦人集會は一八三八年(『全集』四七七ページ)、児童集會は一八四一年(『全集』六〇七ページ)それぞれ始められた。
- (24) 『信陽道の記』(『全集』五八五ページ以下)

四彈壓と犠牲

ち込んだ社會教育の事業は、 が一つのピークに達した一八五一年(盛年)四月、彼及び道友たちは突然幕府の彈壓を受け、彼が一五年間精魂を打 にもこの教えの儘の運命を辿った。改心樓完成の翌年、そして鏑木村宿内の開拓村が成ったその年、 「滿ちて覆る」とは、幽學が常に道友たちに教えた所であるが、社會教育家としての彼の活動そのものが、(1) ほとんど潰滅的な打撃をこうむったのである。 即ち彼の活動 皮肉

邪宗と紛らわしいこと、 ちが領主稻葉丹後守の大森の役所から他村止めの處罰をうけ、性學の學習を禁止されており、その理由は⊖性學が 典據があったのではない。従って封建的統制を支える新儀停止の原則に明白に違反し、彈壓の理由となり得たと思 あった。この内⊖は誤解又は曲解にすぎぬが、□□は彈壓の理由になり得たと思われる。 い。この訓は全く幽學獨自のもので、 いうのは、 幽學自身が語る所によれば彼が『中庸』の「天命之謂性」の「之」を「ゆく」と訓じたことを指すらし 彼の活動が彈壓されたのは、實はこの時が最初ではない。すでに一八三九年 (○年一)、長沼村道友た □新規の説であること、□先祖株組合を結成して耕地の共同化をはかったこと、の三點で 先述の『易經』 の思想に基づいているにしても、 この訓讀そのものに直接の 性學が新規の説であると

すれ、 たという點で封建的土地制度とは根本的に相容れないものがあった。先祖株組合が彈壓の理由となったのは、 目ざすものであったが、農民の生活の安定が年貢の収取を容易にする限りでは、幕府・領主によって歡迎されこそ 先祖株組合にあったと見るべきであろう。先祖株組合は前述の如く、農民の没落を防ぎ、 われる。 決して彈壓されるべきものではなかった。しかし、その農民生活の安定が、耕地の共同化を通じてはかられ しかしこの訓讀自體が領主や幕府に實害をもたらしたとは考えられないから、 彈壓の最大の理由はやはり その生活と地位の安定を この

點に關してのことだったのである。

長沼の道友・本多元俊に對し、組合を再建して公認を申請するよう強くすすめてさえいる。 ったことは、一八五一年の彈壓においてやがて明白となる。 立證するかに見えた。彼はこうして、もう彈壓の恐れはないとの確信をもったようであり、 兩組合は、 れたために彈壓を招來したと判斷し、長部や荒海の先祖樣組合が認可申請手続を取るよう指導している。 しかし幽學自身がこのことをどれだけ明確につかんでいたかは不明である。彼はむしろ、組合が無届けで結成さ 先述の如く相次いで公認され、長部村は表彰を受けさえした。これらの事實は、 しかしこの確信が甘か 幽學の判斷の正しさを 八四七年 (四年)には、 その結果

の活動に疑惑をもっていた關東取締自身のイニシアティヴで彈壓がなされたものと見るべきであろう。 なされていた。しかしこの解釋が誤まりであることは、中井信彦『大原幽學』が明らかにした通りであって、(5) 恨んだ博徒たちが暴力沙汰に及び、彼らとぐるになっていた關東取締が幽學を彈壓する態度に出たものであると見 手先が博徒であったため、この事件は在來の解釋では、 この彈壓の契機となったのは、 關東取締配下の手先等五名が、 幽學の指導下の農民が博奕などに手を出さなくなったのを 同年四月改心樓に亂入した事件である。 關東取締に 亂入した

會教育家としての大原幽學

あっ た。先祖株組合の問題はここではまだ表面に出ていないが、(^) 裁決を下したが、 締が特に疑惑をもったのは、 よる審理は、 れが頗る重要視されることとなる。 った。また耕地整理は「田畑自侭に手入致し筆敷等をも紛し」たものであり、 であると申し出て身許を引き受けたけれども、長部村が「浪人體の者永々差置」いたのは「不埓」だとの見解をと ○に關しては、 翌五二年(五年) 二月から開始され、五月には長部村の領主清水家も取調べに乗り出している。 彼の身許については、 彼の著書や上申書を調査した結果 一幽學の學説、 長部村出身の、 (1) その身許、 幕府御小人目付高松彦七郎なるものが、 巨彼及び道友たちの行動、 「教導の筋は卿も御疑念無之至極善道にて宜敷き旨」の 事件の移管を受けた勘定奉行所の審理に際しては、 改心樓の建築は贅澤であると判定し 特に耕地整理と改心樓建立で 幽學は自分の實弟 關東取

ħ 勘定奉行所の取調 判決要旨は左の通りである。 べは、 五二年八月に始まったがなかなか進捗せず、五七年 (四年)一〇月、ようやく判決が出さ

成儀教示致し候儀にして……追て兄高松彦七郎より受合一札をも差出候とも人別帳にも不加……教導所を改心樓 と號し家屋等をも追々取揃へ、且は農民不似合の儀、却て前々の御觸の趣にも相違致し候儀の處、 ……道友先祖株抔と唱候議定取極、 大原幽學儀奇怪 の儀申觸候には無之、 追々田畑一纒に致候次第取極候始末、不埓に付百日間押込被仰候。 中庸を愚昧のもの共へ分り安き様手近に申諭し……都て百姓共爲筋可相 夫々差圖致し

され、 (別帳に登録しなかったこと) 特に先祖株組合の結成は「不埓」だとされた。そして先祖株組合の解散、 「農民不似合」 の改心樓を建てたこと、 先祖株組合を結成したことが罪狀と見な 改心樓の取毀しが別に命じられて

いる。

門は、 けでなく、道友たちの多數、特に少年・少女までもが年季奉公・子守奉公に出、その給金を江戸に送金した。 府中の道友たちは、極力經費の切り詰めに努力するとともに、内職に勵み、裁判の餘暇を利用して武家屋敷や市中 費用は、 組合が一四年かかって蓄積した總資産をこえる金額である。翌五三年にも二六九兩の費用を要している。 が、 費を彼らに強いた。例えば裁判の始まった一八五二年には、 て蒙った打撃は深刻であった。第一に考えられるのは經濟的打撃であって、 幽學が受けた百か日の謹愼という處罰は決して重いものではなかったが、 奉公あるいは日雇稼ぎによって裁判費用を捻出するべきことを村民に呼びかけ、これに應じて、長部村民だ 資力のある道友が分擔する計畵であったが、むろんそれにも限度があった。そのため、(19) 土工などの奉公に出、 清水家役所、 勘定奉行所へ出頭しているが、その費用の合計は二八六兩に達した。 幽學自身も刀劍の賣買を行なって滞在費の一助にしようと努めた。 (12) 幽學のほか延べ四八名の道友、同じく二五名の差添 彼と道友たちとがこの彈壓事件を通じ 五年半をこえる長期裁判は、 裁判のため江戸出 長部村の先祖株 また遠藤良左ヱ これらの 莫大な出

て展開されてきた幽學の指導の成果が一擧にくつがえされたことを意味する。 候」といっているが、「潰之時節」と極まったのは、獨り長部村だけではなかったのである。しかし訴訟費用を稼(st) ぎ出すために道友たちが田畑を捨てて出稼ぎに行かねばならなかったことは、 なってしまう。 用を稔出するために年少者までをも奉公に出さねばならなかったのだから、家にも村にも働き手はほとんどいなく が育ててきた性學の道友の組織に大きい傷跡を殘した。裁判に出頭するため働き手を奪われた上に、さらにその費 道友たちのこうした血のにじむような努力によって、莫大な入費は何とか賄われたのであるが、このことは幽學 遠藤良左ヱ門は「是迄長部村は暮方に差支候處、猶又此度之大入用相懸り、迚も廣之時節と極有之 農民の生活と地位の安定を目標にし また領主の中には、 幕府の彈壓を機

社會教育家としての大原幽壆

とも、 注い 會に逸早く性學の學習を禁止したものもあったし、幽學や道友幹部が久しく江戸に滯留しなければならなかったこ 彈壓は、 だ社會教育の事業は、 道友の指導を困難にした。こうした事情のため、 勘定奉行所の判決が出る以前に、 こうして空しく瓦解した。 既に十分その効果を収めていたともいえよう。 その日記に書き殘しているのである。 一八五六年(宝年) 性學の學習をやめ道友組織を離れる者が續出した。 高松彦七郎の同族・ 幽學が二〇年近く心血を 彦三郎の妻が病死した 幕府の

榯

幽學は旣に自殺の決意を抱いていたことを、

文字の銘が刻まれていたという。 あった。五八年 (五年)二月、謹愼の刑期を終えて歸國した彼を待っていたものは癒し難い絶望であった。そして彼 ほとんど不可能であった。その上幽學自身が、一八五七年当時既に六一才の老齢であり、 最後まで彼の周圍に踏み止まっていたけれども、 の取り毀しと先祖株組合の解散は、 は同年三月七日夜、 勘定奉行所の判決は、 長部村の墓地において割腹自殺をとげたのである。 潰滅に瀕しつつあった幽學の農村指導に、いわば最後の止めを刺すものであった。 彼の社會教育活動の最後の據り所を奪い去った。 彼の指導が農民大衆を相手にするものである以上、 自殺に用いた短刀には「難」舎者義也」の五 むろん少數の熱心な道友は、 さらに病床に臥し勝ちで 活動の再開は 改心樓

に立ち、 らず、 った。 封建支配者の立場と相容れないものとは限らないであろう。 幽學は封建制度を打倒する意志はもとよりもっていなかったし、幕府に反抗する意圖も全然持ち合わせていなか 幕府 それどころか概括的にいって、彼は封建思想の枠組みの中で思考し行動していたといえる。 農民 の彈壓を受け自殺にまで追い込まれねばならなかったのは、 の中に生きる社會教育家としての立場を貫徹しようとしたからである。 現に、 幽學がその活動の目標とした農民の生活と地位 一言でいえば、 もちろん農民の立場は、 彼がどこまでも農民 それにもかかわ の立場

農民の中に生きる社會教育家としての立場を貫こうとした限り、 保全を目ざす先祖株組合が、封建的土地制度を否定するものとならざるを得なかったのはそのためである。 法で實現することは、 の安定化は、 封建支配者にとってもまた、 當時の深まり擴がり行く幕藩體制の矛盾の中では困難であった。 望ましい事柄であつた。 彈壓は避け得られなかったともいえよう。 しかしこの目標を、 前述の如く、 封建支配者の好むような方 農民の地位の

あ り、18 いえるであろう。 えようとしてかえって砕け散るという結果に終ったのである。この意味で、 なくとも一八三八年以後の彼の思想には、 例えば心學者の如く、 するのは不十分だといえるだろう。 おけるこの二元性が、 思想は、 封建思想の批判と克服とに徹底していたならば、彼の生き方はまた別のものになっていたであろう。 社會教育思想としての詳細な吟味・分析はさらに他の機會に譲りたい。 しながら、 封建思想の範囲を大きく越えるものではなかったが、單にそれに止まるものでもなかつた。 幽學の思想に關しては論ずべき多くの問題があるが、 幽學とその活動とが、 封建制の枠内で農民が豊かに生きる途を構想しつつ、 封建思想の枠外に一歩も踏み出していなかったならば、あるいは逆に、例えば安藤昌益の如 彼は自らの思想の犠牲となり、 幕府の彈壓の犠牲になったという視點からのみ、この「彈壓事件」 封建的要素とそれをこえるものとが、 自らの思想と活動に殉じたのである。 その特色については既に別に考察した所で しかもその枠にぶつかり、 幽學は自らの思想の犠牲となったとも 微妙に混在している。 その枠を越 彼の思想に もし彼が、 しか 確かに彼 を評價 し少

註

- (1)『微味幽學考』三、『義論集』一(『全集』八三ページ、七八九ページ)
- (2) 天保一〇年九月一二日付、本多元俊宛書翰(『全集』六二三ページ)

社會教育家としての大原幽學

- (3) 弘化四年一〇月二五日付、本多元俊宛書翰(『全集』六二六ページ)
- $\widehat{4}$ この解釋は、干葉縣内務部編『大原幽學』以來のすべての幽學研究において、 その立場の差をこえて採用されている。
- (5) 中井信彦『大原幽學』一九三ページ以下。
- (6)『教導筋奉申上候』(『全集』二五二ページ以下)
- (7) 『嘉永五年七月付、上申書』(『全書』附録、一四三ページ)
- (8) 『大原幽學一件落着申渡一同請書の内抜書』(『全書』附録、一九九ページ)
- (9)『一件中諸入用荒増』(『全書』附録、一八四ページ)
- (10) 年次不詳八月一八日付、本多元俊宛書翰(『全集』六三一ページ)
- $\widehat{12}$ $\widehat{11}$ 年次不詳四月一七日付、遠藤良左ェ門等宛書翰(『全集』六六一ページ) 等宛林伊兵衛書翰(『全書』五八四ページ、五八九ページ) 『聞書集』三の巻(『全集』八八五ページ)。日付不詳、遠藤良左ェ門宛菅谷幸左ェ門書翰。年次不詳二月一〇日付、 林正太郎
- $\widehat{13}$ 嘉永五年一一月一六日付、治良左ェ門等宛遠藤良左ェ門書翰(鴇田恵吉編『大原幽學選集』二五〇ペーシ)
- $\widehat{14}$ 五か年に亘る長期裁判中、一八五二年一二月から翌年一月までと、五五年四月から五七年四月までとの二回、 。全集』所載の『書翰集』には、奉公に出た少年・少女宛の幽學の感謝狀を多數収めている。(『全集』七五三ページ以下) 幽學は下總

に歸っており、江戸出府中にも書翰による道友の指導を行なっているけれども、やはり行き届いた指導は困難であった。

- 16 裁判繼續中、たまたま下總に歸った幽學は、道友組織の崩壞を眼にして「眼の前の事に迷いて、第一に孝を盡すべきを忘 「行ひ崩れ」る者の多いことを悲嘆している。 《『口まめ草』下巻、 日記拾遺、『全集』四二四ページ)
- (18) 拙稿「大原幽學の教育哲學」(『教育史學會紀要』7、學會發表要旨集録)

『口まめ草』下巻、日記拾遺(『全集』四二五ページ)

17